

議案第65号

令和6年3月18日提出

提出者 松山市議会議員 池 本 俊 英
田 中 エリナ
河 本 英 樹
矢 野 尚 良
山 本 智 紀
岡 雄 也
大 木 健太郎
梶 原 時 義
長 野 昌 子
清 水 尚 美
大 塚 啓 史
原 俊 司

松山市議会会議規則の一部改正について

松山市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

記

松山市議会会議規則の一部を改正する規則

松山市議会会議規則（昭和42年規則第13号）の一部を次のように改正する。

目次中「第91条」を「第91条の2」に、「第164条」を「第163条の2－第164条」に改める。

第9条第2項中「認めるときは」の次に「，会議に宣告することにより」を加え，同項ただし書中「はかつて」を「諮つて」に改め，同条中第3項を第4項とし，同項の前に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず，議長は，会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは，会議時間を変更することができる。

第19条第1項中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め，同項に次

のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第19条第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改める。

第28条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条第1項中「行なう」を「行う」に改める。

第29条中「投票開始宣告に応じて」を「指示に従って」に、「投票を備えつけの投票箱に投入する」を「投票する」に改める。

第31条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第44条の見出し中「または」を「又は」に改め、同条第2項中「審査」を「審査又は調査」に、「終らなかつた」を「終わらなかつた」に、「会議」を「議会」に改める。

第45条第2項中「または」を「又は」に改め、「ときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第72条中「行なう」を「行う」に、「配付」を「配布」に、「および」を「及び」に改め、「効力）」の次に「第1項から第3項まで」を加える。

第78条第1項中「文書で」を削る。

第83条中「記載し、又は記録する」を「記載する」に改め、同条に次の1項を加える。

2 議事は、議長が適当と認める方法によつて記録する。

第84条中「配布（会議録が電磁的記録をもつて作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。）することができる」を「配布する」に改める。

第86条中「（会議録が電磁的記録をもつて作成されている場合にあつては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員）」を削る。

第2章第1節中第91条の次に次の1条を加える。

（出席委員に関する措置）

第91条の2 この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席した委員を含む。

第99条中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同条に次のただ

し書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

第116条第1項中「または」を「又は」に改め、「議員」の次に「（以下この条において「委員外議員」という。）」を加え、「聞く」を「聴く」に改め、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に、「申し出」を「申出」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第117条に次の1項を加える。

2 法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

第124条の見出し中「朗読」を「配布」に改め、同条中「職員をして朗読させる」を「その写しを委員に配布する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ないときは、朗読をもつて配布に代えることができる。

第126条に次のただし書を加える。

ただし、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第131条中「行なう」を「行う」に、「配布および」を「配布及び」に、「開票および」を「開票及び」に、「、および」を「第1項から第3項まで及び」に改める。

第135条第5項及び第136条中「承認」を「許可」に改める。

第138条第1項ただし書中「議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない」を「常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる」に改め、同条第2項中「前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託する」を「委員会の付託は、議会の議決で省略する」に改め、同条第3項中「

みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第139条に次の2項を加える。

3 前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第140条第1項中「意見をつけ、」を削り、同条中第2項を第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第147条を次のように改める。

(決定の通知)

第147条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第149条中「つえ、かさ」を「傘」に改め、同条ただし書中「議長又は委員長の許可を得たとき」を「会議への出席に必要と認められる物であつて議長又は委員長にあらかじめ届け出たものについて」に改める。

第154条の見出し中「印刷物」を削り、同条中「または」を「又は」に、「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第158条の次に次の1条を加える。

(代理弁明)

第158条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わつて弁明させることができる。

第8章中第164条の前に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第163条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定め

るところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。
- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条（議事日程の作成および配布）、第84条（会議録の配布）、第137条（請願文書表の作成および配布）第1項及び第138条（請願の委員会付託）第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項についてその使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。
- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第163条の3 この規則の規定（第28条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）第1項（第72条（選挙規定の準用）において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等より行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

地方自治法の一部改正に伴い、議案や請願など、文書等により提出が求められているものや、文書によることが求められている手続のオンライン化について所要の規定の整備を図るため、本案を提出する。